

## EU:中国製電動自転車に対する補助金・相殺措置に関する調査開始

欧州自転車製造組合(EBMA)は本年11月8日に、中国から輸入されている電動自転車に関して、欧州域外で補助金を受けた輸入品により域内産業に損害を与えているという訴えを欧州(EU)委員会に対して起こした。EU委員会は協議の結果、調査開始を正当化する十分な根拠があると判断し、補助金・相殺(CVD)措置の調査を開始する公告「2017/C 440/11」を2017年12月21日のEU官報(No. C440)に掲載した。

今回、調査対象製品となる電動自転車は、CNコード8711 60 10「連続定格出力250Wを超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪及び四輪車」と同コード8711 60 90「その他のもの」であり、実質的には電動アシスト自転車(EPAC/Pedelec)とS-Pedelecが対象とみられ、調査対象期間は2016年10月1日から2017年9月30日である。

調査の結果、当該輸入品が補助金による利益を受けており、域内産業に損害を与えていることと、それらの因果関係が認められた場合には、EU委員会は原則5年間の相殺関税を賦課する。なお、本件CVD措置に関する調査の実施期間は本公告より13か月間とされているが、2017年10月20日付「2017/C 535/06」にて公告され、現在進行中の中国製電動自転車に対するアンチダンピング(AD)措置に関する調査(※調査実施期間15か月)と並行して行われることとなった。ADとCVD両措置の調査結果が大変注目される。

以 上

出所：2017年12月21日付EU官報(No. C440)